

# こどもの福祉・医療・権利擁護 相談支援ハンドブック

共編 石井 逸郎 (弁護士)  
中村 仁志 (弁護士)  
著 河邊 優子 (弁護士)  
芝野 由紀子 (弁護士)



新日本法規

## 日本子ども安全学会からのお知らせ

理事の石井逸郎先生の著書です。

### こどもの福祉・医療・権利擁護 相談支援ハンドブック

共編／石井逸郎（弁護士）、中村仁志（弁護士）  
著／河邊優子（弁護士）、芝野由紀子（弁護士）

第2章 園や学校におけるこどもの安全

(12) 学校や幼稚園の管理下における事故で子どもが負傷し、医療費等を請求する場合（災害共済給付制度）

提出先	・（学校から）独立行政法人日本スポーツ振興センター ・（被害者から）通学する学校や幼稚園
提出書類	・医療費請求書、障害見舞金請求書
添付書類	・災害報告書、災害被害報告書 ・「医療等の状況」に関する書面
関連法令等	スポーツ振興10等、学保26～30

解説

1 災害共済給付制度の沿革  
学校等の管理下における事故等によって幼児、児童、生徒及び学生ら（以下、「児童生徒等」といいます。）の負傷、疾病、障害又は死亡等の災害が発生した場合、その賠償は、民法や国家賠償法、通学中の自動車事故であれば自動車損害賠償保障法による損害賠償請求がられますが、その制度には幾つかの要件があり、こうした制度で不足し期間に十分な救済が受けられるとは限りません。学校等管理下では、通学中等、理科や体育等の授業中、遠足、部活動等様

(46) 障害児が福祉手当を受給する場合（障害児福祉手当）

提出先	・市区町村の障害福祉担当窓口
提出書類	・障害児福祉手当認定請求書
添付書類	・診断書 ・戸籍謄本 ・住民票 ・本人名義の預金通帳 ・所得の補証できる書類 ・印鑑 ・マイナンバー及び本人確認書類 ・（転入の場合）課税証明書
関連法令等	特別児童扶養手当17～25、特別児童扶養手当令6～8の2、特別児童扶養手当届、障害児福祉手当及の特別障害者手当の支給に関する省令1-1口・様式1

解説

1 制度の概要  
重度障害児本人に対して、その障害のための必要となる精神的、物質的な特典の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別

(93) 親が子どもの引渡しを求める場合（子の監護者指定・子の引渡し審判申立て）

申立先	・相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所
提出書類	・子の監護者指定審判申立書 ・子の引渡し審判申立書
添付書類	・戸籍謄本、連絡先などの届出書、裁判に関する書面回答書 ・子1人につき収入印紙1,200円（子の監護者指定審判申立事件と子の引渡し審判申立事件の両方の場合にはそれぞれ的事件ごと）、郵便切手
関連法令等	民766、家事105・106・109・157③三、民保43②

解説

1 子の監護者指定・子の引渡し審判申立手続の概要  
①両親が婚姻中で、子と離れて暮らすことになった親（別居親）が子の引渡しを求める場合には、別居親は自身を監護者に指定するよう監護者指定・子の引渡しの審判の申立てが考えられます。②両親が離婚しており、親権者である親が子の引渡しを求める場合には、子の引渡しの審判の申立て、③両親が離婚しており、親権者ではない親が子の引渡しを求める場合、親権者変更・子の引渡しの審判の申立て又は監護者指定・子の引渡し審判の申立てが考えられます。④婚姻中でも、監護している者が監護者としての地位を確たるものにするために監護者指定の申立てをする場合もあります。

(75) 外国籍の子どものために差別意識を有するような言動がなされた場合（ヘイトスピーチ解消法）

申立先	・在籍する学校、相手方の居住地（訴訟の場合は申立人の居住地も可）を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所
提出書類	・（民事調停の場合）調停申立書 ・（訴訟の場合）訴状
添付書類	・差別発言がなされたことを証明できる文書、録音等
関連法令等	本邦外出身者に対する不当な差別意識の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

解説

1 ヘイトスピーチ解消法とは  
海外出身者に対する不当な差別的発言を解消すべく、国民に不当な差別的言動のない社会の実現に向けて努力すべきこと、国及び地方公共団体に対しては不当な差別的発言の解消に向けた取組に関する施策を推進するための措置を講じることが規定されています。  
2 差別意識を有するような言動がなされた場合の対応  
同じ学校に通う児童、生徒からの言動の場合、まずは学校に対してそのような言動がなされたことを伝え、学校から加害児童、生徒に対し

相談対応の「窓口」を見つけるために！

# こどもの福祉・医療・権利擁護 相談支援ハンドブック

共編 石井 逸郎(弁護士)・中村 仁志(弁護士)  
著 河邊 優子(弁護士)・芝野由紀子(弁護士)



◆ こどものための福祉・医療や、いじめ、児童虐待、親の離婚などに関する相談事や困り事を豊富に取り上げています。

◆ ケースごとに、【提出先】【提出書類】【添付書類】等がすぐに確認でき、【解説】では、利用できる制度・サービス等の概要や要点を説明しています。

◆ 保育・教育の関係者や相談支援の関係者、法律実務家など、幅広く活用できる内容となっています。

A5判・総頁266頁  
定価3,960円（本体3,600円）送料410円  
ISBN978-4-7882-9215-4

0120-089-339（通話料無料）  
受付時間 9:00～16:30（土・日・祝日を除く）

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)



電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!  
〈電子版〉  
定価 3,630円(本体3,300円)

パソコン スマートフォン タブレット で閲覧いただけます。  
【新日本法規アプリ】での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、AndroidはGoogle Playよりアプリ（検索）をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。ブックオフでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続が必要です。





## 掲載内容

### 総論

- こども基本法
- こども家庭庁
- 児童の権利に関する条約
- こどもと障害

## 第1章 妊娠・出産、乳幼児の医療・健康等

### (妊娠・出産)

- 1) 出産に伴う一時金の支給を受ける場合(出産育児一時金の支給)
- 2) 未熟児であった場合(産育医療給付)
- 3) 分娩時の事故等が原因で子どもが脳性麻痺となった場合(産科医療補償制度)
- 4) 保健師等による訪問指導を受ける場合(新生児訪問等)
- 5) 産休や育休を取得する場合(出産手当金、育児休業給付金)
- 6) 児童手当の支給を受ける場合(児童手当の支給)
- 7) 認知をする場合(任意認知、強制認知)

### (乳幼児の医療・健康)

- 8) 子が医療費の助成を受ける場合(子ども医療費助成制度)
- 9) 乳幼児健診を受ける場合(1ヶ月健診、3歳健診等)
- 10) 新生児の聴覚障害検査を受ける場合(新生児聴覚検査)
- 11) 新生児の先天性代謝異常等検査を受ける場合(新生児先天性代謝異常等検査)

## 第2章 園や学校におけるこどもの安全

- 12) 学校や幼稚園の管理下における事故で子どもが負傷し、医療費等を請求する場合(災害共済給付制度)
- 13) 学校や幼稚園の管理下において、子どもの死亡等の重大事故が発生した場合(重大事故に関する調査報告制度)
- 14) 学校や幼稚園、保育園が災害共済給付制度に加入する場合(災害共済給付制度)
- 15) 学校や幼稚園、保育園において、「学校安全計画」や「危機管理マニュアル」を作成する場合(「学校安全計画」、「危険等発生時対応要領」)
- 16) 学校等において、「学校保健計画」を作成する場合、環境衛生検査を実施する場合(「学校保健計画」、「学校環境衛生基準」)
- 17) 子どもが学校指示に伴う感染症・疾病の治療を受ける場合(医療費の申請)
- 18) 学校感染症による出席停止、休校の措置を講ずる場合(出席停止制度・学校休業制度)

## 第3章 子育て支援

### (保育支援等)

- 19) 子どもが一時的に保育所等に入所する場合(一時預かり事業)
- 20) 子供が施設等に短い期間で入所する場合(子育て短期支援事業)
- 21) 子ども・子育てへの援助活動を利用する場合(ファミリー・サポート・センター事業)
- 22) 子どもが認可保育所を利用する場合(保育所等利用申請)
- 23) 子どもが小規模の保育を利用する場合(小規模保育事業)
- 24) 子どもが居宅で保育を受ける場合(家庭保育事業)
- 25) 病気の子どもが保育を受ける場合(病児保育事業)

### (放課後支援)

- 26) 子どもが放課後児童クラブ、学童クラブを利用する場合(放課後児童健全育成事業)
- 27) 子どもが放課後子ども教室を利用する場合(放課後子ども教室推進事業)
- 28) 子どもが放課後児童クラブの利用申込みをした結果、利用できなかった場合(放課後児童所緊急対応事業)
- 29) 中山間地域等の子どもが安全・安心な居場所を確保する場合(小規模多機能・放課後児童支援事業)

### (ひとり親家庭、生活困窮家庭等への支援)

- 30) ひとり親家庭の子どもが医療を受ける場合(ひとり親家庭等医療費助成制度)
- 31) ひとり親家庭の子どもが修学資金、就学支援資金の貸付を受ける場合(母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度)
- 32) 高校を卒業していないひとり親家庭の子どもが学び直しをする場合(高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)
- 33) 児童の養育が十分にできない母子家庭の母が住居を借りる場合(母子生活支援施設の入所申込み)
- 34) 生活困窮家庭の子どもが学習・生活習慣等の支援を受ける場合(子どもの学習・生活支援事業)
- 35) 働くことに不安を持つ子ども(義務教育修了者)が就労支援を受ける場合(就労準備支援事業)
- 36) 低所得世帯の子どもが高等教育を受ける場合(高等教育修学支援制度(授業料減免・給付型奨学金))

### (被生活保護家庭への支援)

- 37) 生活保護受給者が出産する場合(生活保護法による出産扶助制度)
- 38) 被生活保護家庭の子どもが1ヶ月健康診査を受ける場合(保健指導票交付)
- 39) 被生活保護家庭の子どもが大学等の特定教育訓練施設に進学する場合(進学準備給付金)

## 第4章 障害のあるこども

### (保育・教育)

- 40) 障害のある子どもが通常学級を利用する場合(合理的配慮の申請)
- 41) 障害のある子どもが通級を利用する場合(通級の申請)
- 42) 特別支援学級・特別支援学校を利用する場合(特別支援学級利用申請、特別支援学校利用申請)
- 43) 長期入院する場合(院内学級、訪問教育等の利用)
- 44) 就学奨励費の支給を受ける場合(就学奨励費)

### (手当・助成)

- 45) 障害児を扶養する場合(特別児童扶養手当)
- 46) 障害児が福祉手当を受給する場合(障害児福祉手当)
- 47) 障害者手帳を取得する場合(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳)
- 48) 慢性特定疾病がある場合(小児慢性特定疾病医療費支給)
- 49) 特定の手術等を要する場合(育成医療費の支給)
- 50) 精神通院医療を受ける場合(精神通院医療費の支給)
- 51) 医療をめぐる話し合いをする場合(医療問題等)

### (居宅支援・通所支援)

- 52) ホームヘルパーを利用する場合(居宅介護の利用申請)
- 53) 視覚障害児が移動上の支援を受ける場合(同行援護の利用申請)
- 54) 行動に著しい困難を有する障害児が生活に必要な支援を受ける場合(行動援護の利用申請)
- 55) 在宅の障害児を介護している保護者が、疾病等で障害児の介護ができなくなった場合(ショートステイの利用申請)
- 56) ガイドヘルパーを利用する場合(移動支援)
- 57) 日中の居場所確保(日中一時支援)
- 58) 外出が困難な児童が自宅で発達支援を受ける場合(居宅訪問型児童発達支援)
- 59) 障害児支援利用計画書の作成費用の給付を受ける場合(障害児相談支援)
- 60) 保育所で専門家の支援を受ける場合(保育所等訪問支援)
- 61) 日常生活における基本動作等の訓練を受ける場合(児童発達支援の利用申請)
- 62) 捜索の終了後に通所施設で生活能力の向上に必要な訓練等の支援を受ける場合(放課後等デイサービスの利用申請)

### (入所支援)

- 63) 入所による指導・保護、看護・支援を必要とする場合(福祉型・医療型障害児入所施設の利用申請)

## 第5章 いじめ・差別・不登校

- 64) 子どものいじめについて、学校や教育委員会に調査や対応を求める場合(いじめ防止対策推進法)
- 65) いじめについて学校と警察の連携を要する場合(スクールサポーター制度)
- 66) 子どもが生き辛さを抱えている場合(チャイルドライン、子どもの人権110番、子供のSOSの相談窓口、弁護士子どもLINE相談の利用)
- 67) 不登校の子どもがそれまでの学校に通うことが出来ない場合(不登校特別校への入学)
- 68) 不登校の児童が学校外の公的機関等に通所する場合(通学定乗乗車券制度の特例)
- 69) 学校等における体罰、いじめを受けた子どもが学校と協議を行う場合(法テラスによる交渉代理支援)
- 70) 学校等において体罰、いじめをうけた子どもが第三者機関に救済を求める場合(人権救済申立て)
- 71) SNSで誹謗中傷され、発信者を特定したい場合(プロバイダ責任制限法)
- 72) インターネット上で誹謗中傷された投稿の削除を求めたい場合(仮処分命令の申立て)
- 73) 子どものいじめについて損害賠償を請求したい場合(和解あっせん、民事調停、民事訴訟)
- 74) 子どものいじめについて、刑事罰を科したい場合(被害届、告訴)
- 75) 外国籍の子どもに対して差別意識をあおるような言動がなされた場合(ヘイトスピーチ解消法)

## 第6章 児童虐待

- 76) 家庭内で子どもに対する虐待が発覚した場合(児童相談所・市区町村等への通告)
- 77) 障害児施設で職員による児童への虐待が発覚した場合(市区町村障害者虐待防止センターへの通報・届出、都道府県の福祉事務所等への通告・届出)
- 78) 児童福祉施設で被保護児童に対する虐待が発覚した場合(児童相談所等への通告・届出)
- 79) 児童虐待が発覚した場合(児童相談所への相談から援助の決定までの流れ)
- 80) 虐待する養親との離婚訴訟をする場合(離婚の申立て及び法テラスによる訴訟代理等)
- 81) 子どもの親の親権を停止させる場合(親権停止審判の申立て)
- 82) 子どもの親の親権を喪失させる場合(親権喪失審判の申立て)
- 83) 子どもの親の管理権を喪失させる場合(管理権喪失審判の申立て)

- 84) 船法少年への付添人を選任する場合(付添人選任座)
- 85) 施設入所中又は一時保護中の子どもに対し、保護者が不当なつきまとい等をする場合(保護者との面会・通信制限、接近禁止命令)
- 86) 高齢児童の自立支援が必要な場合(自立援助ホームの利用、自立支援資金貸付事業等)
- 87) 一時保護した子どもが外国籍で不法滞在の場合(在留特別許可の申立て)
- 88) 一時保護した子どもが無戸籍だった場合(裁判上の手続、裁判外の手続)

## 第7章 親の離婚

- 89) 子どもの親権者を変更する場合(親権者変更調停申立て)
- 90) 離婚に伴い、子どもの氏を変更する場合(子の氏の変更許可申立て)
- 91) 離婚当事者である親が子どもの親権をめぐって争っている場合(子どもの手続代理人制度)
- 92) 離婚後の子どもとの面会方法を確保する場合(面会交流の調停申立て)
- 93) 親が子どもの引渡しを求めた場合(子の監護者指定・子の引渡し審判申立て)
- 94) 子の引渡しに関する強制執行(関係強制、直接強制の申立て)
- 95) 離婚後子の親権者となった者が別の人と再婚し再婚相手と子が養子縁組したことを理由に養育費を減額する場合(養育費減額請求調停申立て)
- 96) 外国裁判所で共同親権が定められた離婚判決を日本で履行する場合(外国判決の履行)

## 第8章 親との別れ

- 97) 未成年の子どもが相続人となる遺産分割(特別代理人の選任申立て)
- 98) 親権者と死別した子どもに後見人をつける場合(未成年後見人の選任)
- 99) 子どもが世帯の世話になる場合(親族里親の申請)
- 100) 血縁関係のない者と子どもが新たな親子関係を築く場合(養子縁組許可の申立て・特別養子縁組の成立の申立て)
- 101) 子どもが第三者と同居する場合(同居児童に関する届出)
- 102) 日本国籍の子どもが外国籍の養親と養子縁組する場合又は外国籍の子どもが日本国籍の養親と養子縁組する場合(涉外養子縁組と帰化申請)

索引  
○事項索引

内容の一部変更することがありますので、ご了承ください。



## 第2章 園や学校におけるこどもの安全

### [12] 学校や幼稚園の管理下における事故で子どもが負傷し、医療費等を請求する場合（災害共済給付制度）

提出先	・（学校から）独立行政法人日本スポーツ振興センター ・（被害者から）通学する学校や幼稚園
提出書類	・医療費請求書、障害見舞金請求書
添付書類	・災害報告書、災害継続報告書 ・「医療等の状況」に関する書面
関連法令等	スポーツ振興16等、学保安26～30

#### 解説

#### 1 災害共済給付制度の沿革

学校等の管理下における事故等によって幼児、児童、生徒及び学生ら（以下、「児童生徒等」といいます。）の負傷、疾病、障害又は死亡等の災害が発生した場合、その賠償は、民法や国家賠償法、通学中の自動車事故であれば自動車損害賠償保障法による損害賠償請求が考えられますが、その制度には幾つかの要件があり、こうした制度では必ずしも短期間に十分な救済が受けられるとは限りません。学校等の管理下では、通学中や、理科や体育等の授業中、遠足、部活動等様々な場面で子どもたちが負傷等を被る事故が起り得るものです。その場合、誰の過失責任によりその事故が発生したかを問う前に、まずは速やかにかつ十分な救済がなされるべきです。そこで、昭和35年4月より、こうした学校等の管理下における事故の災害の救済制度として日本学校安全会の災害共済給付制度が始まり、平成15年10月1日付けで

発足した独立行政法人日本スポーツ振興センターにこれが引き継がれています。

同センターの行う災害共済給付は、学校の設置者が児童生徒等の保護者の同意を得て当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する契約によって、所定の基準によって行われる仕組みであり、災害共済給付の給付金には、医療費、障害見舞金、死亡見舞金があります。

#### 2 学校等の管理下で負傷事故が発生した場合

例えば、遠足等で何らかの事故に巻き込まれ、子どもが負傷し医療機関等で治療を受け、医療費等の損失が発生した場合、保護者は学校から「医療等の状況に関する書面」の用紙をもらって当該医療機関等から医療費の証明を受け、その証明書を学校に提出し、学校は、「災害報告書」を添えて学校の設置者（例えば、市立学校の場合は当該市）に提出し、学校の設置者が同センターに提出すると、その医療費等の支払を受けるという仕組みになっています。私立の学校は、その学校法人が学校の設置者ですから、当該学校法人が、同センターに提出して請求します。

この場合の給付額は、医療保険並みの「療養に要する費用」（※医療費の総額のこと。本人（保護者）負担分の金額ではありません。）の4/10です。例えば「療養に要する費用」（医療費の総額）が10,000円かかったときは、同センターから、10,000円×4/10の4,000円を給付されます。

また、後遺症が残った場合には、その障害の程度に合わせて、障害見舞金が支給されます。

#### 3 同センターの役割

以上の仕組みにより、同センターには、「災害共済給付統計」という

## 発刊によせて —こども基本法の理念の実現に向けて—

こども家庭庁が2023年4月1日に発足し、同日にこども基本法が施行された。「こどもの福祉・医療・権利擁護 相談支援ハンドブック」は時機を得た出版であり、心から歓迎し、本書出版に尽力した関係者に深甚なる敬意を表したい。

今回のこども基本法に先立って2018年12月に成立した議員立法である成育基本法には、子育てを社会全体で包み込むように支え、母子保健の充実を図り、妊娠期からの切れ目のない支援により、妊産婦やこどもの医療、療育、教育、福祉の施策を一元的に進めていくための理念が込められていた。2018年、目黒区内で発生した児童虐待死亡事案が議会を動かした結果であり、ポピュレーションアプローチの必要性を強く訴え、こどもの死因究明（CDR）をはじめて記載した立法でもあった。しかし、これらの施策を行うにあたり、体制の不備を当初から感じていた私は、超党派「成育医療等基本法の成立に向けた議員連盟」の事務局長として、将来的に、専任大臣、強い権限、予算倍増を行政として行う「こども家庭庁」の創設を目指し、法律の検討事項に行政組織のあり方の見直しを記載していた。

こども基本法は、こども家庭庁の魂である。こども基本法は、2022年6月15日第208回通常国会の最終日に、閣法のこども家庭庁設置法案と同日に成立した議員立法である。児童の権利条約を明文化することができたことと合わせて、身体的、精神的、社会的によく生きられることこの概念であるWellbeingを意識し、「幸福な生活を送ることができる」という概念が目的（第1条）に盛り込まれている。また、基本理念では福祉と教育の理念が融合されたことも、成育基本法からの発展と

政策内容や諸制度の詳しい解説は本書に譲るとして、私からは一点、全体に通じる重要な理念を含む、こどもの意見聴取と政策への反映についてご紹介したい。

こども基本法では、「こどもの意見の政策過程への反映」を国と地方自治体の義務と定めている。児童の権利条約第12条の理念を反映し、政策形成において、意見や社会活動への参画機会の確保、年齢や発達に応じた意見の尊重が求められている。その反映方法については、2022年8月から2023年の2月にかけて「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」と検討会が開催され、議論されてきた。意見表明手続については、①事前準備、②聴取、③反映、④フィードバックの順番に行い、これらのサイクルを構築する必要があるとされている。詳細な検討はさらに続くが、国、行政がきちんと聴取の姿勢があるということをこどもたちに伝え、よりよいこども施策を築いていくことが肝要だと考える。

2023年4月にスタートした「こども家庭庁」が、こども基本法の理念を実現し、期待される役割を真に発揮するよう、本書編集者の石井逸郎先生、中村仁志先生をはじめ、こどもたちの福祉や権利擁護の問題に日々取り組んでおられる先生方と共に、これからも力を尽くして参りたい。

2023年4月吉日

参議院議員・小児科専門医  
自見はなこ